

(参考)「講じた措置」の例 **改善が進んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(少子化対策の推進)

(2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の自然減対策においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、平成 26 年から、概ね 10 年後を目途に 1.8 台に引き上げることを数値目標の一つとしている。

総合戦略に基づき、自然減対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)に掲げた取組を中心に推進しているところであり、平成 30 年の合計特殊出生率(概数)は 1.54 となり、3 年ぶりに上昇に転じ、前年の確定値を 0.05 上回った。

スマイルプランは令和元年度で最終年度となることから、これまでの取組を検証し、引き続き、数値目標の達成に向けて、市町や関係機関と連携し、スマイルプランに掲げる取組を着実に推進するとともに、少子化対策を進めるための機運醸成に努められたい。(少子化対策課)

講じた措置

令和元年度

1 実施した取組内容

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、市町や企業・団体など多様な主体との連携も図りながら、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者/結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を実施しました。

また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について、「みえの子ども白書 2019」の結果のほか、これまでの取組成果や課題をふまえ、三重県少子化対策推進県民会議等のさまざまな主体の参画を得ながら、関連する計画とあわせて、改定を行いました。

また、新たな取組として、出会い支援では、従業員や地域の若者の結婚を応援する企業・団体や結婚を希望する人等が利用しやすく気軽に相談できる状況をつくるため、試行的に、県内 5 地域で相談会などを実施する地域サテライト事業等を実施しました。

さらに、企業等におけるイクボスの取組を推進するため、イクボス風土イノベーション事業において、ノウハウやスキルの共有、課題や悩み等を企業間で共に考える場づくりを実施し、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりや子育てしやすい風土づくりが進むよう取り組みました。

(少子化対策課)

2 取組の成果

(1) 結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供等を行うとともに、企業等と連携し、社会全体で結婚を希望する人を応援する地域づくりを進めることにより、ニーズに応じた出逢いの場が提供されるとともに、県内各地域で結婚を支援する体制の整備につなげました。

<主な成果(累計)>(令和 2 年 3 月末時点)

みえ出逢いサポートセンター会員	H30	3,834 人	R 元	4,429 人
出逢い応援団体	H30	161 団体	R 元	178 団体
出逢いサポート企業	H30	207 社	R 元	207 社
イベント累計数(セミナー含む)	H30	504 回	R 元	738 回
総参加者累計数(セミナー含む)	H30	6,766 人	R 元	8,514 人

(2) 男性の育児参画の推進に向けた啓発イベントや情報発信等に取り組むことにより、男性が積極的に育児に参画することへの理解の促進につなげました。また、従業員の仕事と家庭の両立を応援するイクボスが増え、だれもが活躍でき、働きやすい職場環境づくりが促進されるよう、イクボス同盟への加入促進等に努めたところ、同盟加盟数が 700 を超え、都道府県のイクボス同盟として全国 1 位の加盟数となりました。

<主な成果>

第 6 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ応募件数 H29 431 件 H30 651 件 R 元 599 件

みえのイクボス同盟加盟企業・団体数

H29 150 企業・団体 H30 180 企業・団体 R 元 736 企業・団体(令和 2 年 3 月末時点)

(少子化対策課)

令和 2 年度以降(取組予定等)

引き続き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等との協創をより重視し、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、引き続き、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

また、令和 2 年 1 月に、三重県知事が自治体の首長として初めて「男性育休 100%宣言」に賛同し、県内企業等においても男性従業員の育休取得が向上するよう働きかけることを宣言しました。今後は、育休の取得をはじめとした男性の育児参画推進を一層図るとともに、あわせてイクボスの普及・定着に向け、県内企業等とともに取組を進めていきます。

(少子化対策課)

(参考)「講じた措置」の例 **改善が進んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (多文化共生社会づくりの推進)</p> <p>(1) 県内の外国人住民数は、アジア諸国からの外国人が急増し、平成30年末に10年ぶりに50,000人を超え、過去3番目に多い50,612人となり、総人口に占める割合は約2.8%となっている。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、平成31年4月に創設された在留資格の「特定技能制度」により、今後、外国人住民の更なる増加が予想される。</p> <p>これまで、外国人住民が地域で安心して生活できるよう、多言語による生活情報の提供、医療通訳の育成等に取り組んできたところであるが、言語、文化、習慣等の違いに起因する様々な課題への対応が一層求められる。</p> <p>このため、社会情勢の変化を踏まえ、市町や国等の関係機関と相互に緊密な連携をとりつつ、総合的な相談窓口における支援を充実するなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進されたい。</p> <p>(ダイバーシティ社会推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>特定技能制度の導入など社会情勢の大きな変化を踏まえ「三重県多文化共生社会づくり指針」の改定を行いました。</p> <p>外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語情報提供ウェブサイト「MieInfo」において提供しました。</p> <p>外国人住民からの生活全般に関する相談に11言語で対応する「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」を令和元年8月1日に開設しました。</p> <p>外国人住民が地域で安心して生活することが出来るよう、医療通訳者の育成や災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害の防止のための啓発などに、市町、関係団体などさまざまな主体と連携して取り組みました。</p> <p>外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室(プレスクール)が県内市町において実施されるよう、研修会を実施して人材育成を行うとともに、マニュアルを作成しました。</p> <p>(ダイバーシティ社会推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、在住外国人が抱える日常生活上の悩みなどに対して情報提供を行うとともに、適切な関係機関につなぐなど相談者に寄り添った対応を行いました。(相談件数487件)</p> <p>「MieInfo」において、県営住宅の入居者募集、県が実施する研修、台風接近などの行政・生活情報、行政地域における多文化共生の取組に関する情報を掲載しました。(文字情報48件、映像情報3件)</p> <p>令和元年度に実施した研修会の参加者等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・外国人が医療機関を利用する際の通訳を育成するための研修を実施しました。(スキルアップ編:ポルトガル語、スペイン語 受講者数4回延べ114人、基礎編:ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語 受講者数3回延べ60人)・医療通訳の配置を促すため、医療通訳者の試行的配置を行いました。(3医療機関)・大規模災害発生時に外国人住民の支援を行う人材の育成のため、「災害時語学サポーター養成研修」を実施しました。(受講者数3回延べ99人)・災害時の外国人支援のための図上訓練を実施しました。(参加者数34人)・外国人住民等を対象としたセミナーを開催し、消費者被害防止のための啓発を行いました。(参加者数:津市65人、伊賀市7人、松阪市15人)・就学前支援教室(プレスクール)における人材育成のための研修会を実施しました。(受講者数3回延べ61人) <p>(ダイバーシティ社会推進課)</p>
<p>令和2年度以降(取組予定等)</p> <p>「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」に基づき、多様な主体と連携して医療通訳者の育成や災害時に外国人を支援する人材の育成等に取り組めます。</p> <p>地域における日本語教室の取組状況や学習者のニーズ、課題等を把握し、日本語教育の実施に関する推進計画を策定するとともに、地域の日本語教室への支援を実施します。</p> <p>「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」における専門家(行政書士等)による相談会の定期開催や相談員に対する研修などにより、相談体制を充実させます。</p> <p>県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を日本人と外国人住民が共に企画・制作し、作品の上映を通じて、多文化共生に関する県民の意識を醸成します。</p> <p>(ダイバーシティ社会推進課)</p>

(参考)「講じた措置」の例 **改善が進んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備の推進)</p> <p>(2) 令和3年の三重とこわか国体・三重とこわか大会については、県民が「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民力を結集した大会をめざすとともに、両大会の開催を契機として、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくこととしている。</p> <p>これまで、広報・とこわか運動(県民運動)の展開や会場整備等を進めてきたところであるが、必ずしも県民への周知が十分であるとはいえず、また、ボランティアや競技役員の養成等についても、引き続き計画的に行う必要がある。</p> <p>このため、県民、市町、関係団体等が「オール三重」で取り組み、開催準備を進められたい。 (総務企画課、競技・式典課、運営調整課、全国障害者スポーツ大会課)</p>
講じた措置
<p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>広報ボランティアの協力により、全市町と連携してイベントでのPR活動を行っているほか、とこわかダンスを普及するダンスキャラバンや職員によるダンス講習会などを合わせて100回程度実施しました。また、SNSの活用、広報誌の発行、広報映像の活用などさまざまなツールによりPRしていくほか、とこわか運動の輪を広げることに、多くの県民に両大会への参加意識を持っていただけるように努めています。</p> <p>平成28年から募集を開始した広報ボランティアは、PR活動などご協力をいただいているところです。さらに、令和元年10月25日から、両大会の開閉会式や大会の競技会を支えていただく、運営ボランティア、情報支援ボランティア、移動支援ボランティアを募集しています。ボランティアの募集にあたっては、これまでも取り組んでいただいている方々への参加の呼びかけや、企業への協力の依頼などを行い、必要人数の確保に努めています(2年3月末時点では運営ボランティア1,038人、情報支援ボランティア346人、移動支援ボランティア50人となっています。)</p> <p>三重とこわか国体で実施される正式競技及び特別競技の運営に必要となる競技役員(審判員等の有資格者)の養成・確保については、平成26年度から公益財団法人三重県スポーツ協会(令和2年4月名称変更)に委託し、中央講習会への派遣や県内講習会の開催等による養成事業を計画的に実施しています。</p> <p>三重とこわか大会の競技役員は、全国障害者スポーツ大会特有の競技のほか、国体と同様の競技についても、障がいへの理解や障がい者スポーツならではの種目のルールを習得する必要があるため、県障がい者スポーツ大会などを活用し、随時研修会を実施するなど、計画的かつ効率的な養成に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>広報活動における約2,200人に行った認知度調査では、約75%の方が両大会を認知していただいています。これまで実施してきたPR活動で、一定の成果は出ていると考えていますが、さらなる認知度向上や理解の向上をめざして取り組む必要があります。</p> <p>また、とこわかダンスの普及により、県内全域のたくさんの幼稚園・保育園・小中学校等の運動会でとこわかダンスが披露され、地域への広がりにつながっています。</p> <p>さらに、とこわか運動の登録数は、令和2年3月末時点で415取組となっており、開催までの1,000取組達成に向け、着実に広がっているところです。</p> <p>広報ボランティアの活動延べ人数は、令和元年度末には目標の970人を達成し、1,002人となりました。</p> <p>三重とこわか国体の競技役員養成は、平成26年から計画的に取組を進めており、養成目標3,310人に対して、30年度末現在で約2,700人を確保し、概ね順調に推移しています。</p> <p>三重とこわか大会におけるすべての競技主管団体を対象とした競技役員への研修については、県障がい者スポーツ大会などを活用し、障がい者への配慮や特有の種目に関するルールなどのテーマを設定し、随時実施しています。また、全国障害者スポーツ大会特有の競技における審判員の養成については、競技主管団体の協力を得て、必要な新規人員を確保できつつありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会などを令和2年度に延期するなど計画に変更が生じた競技が複数あります。</p>
<p>令和2年度以降(取組予定等)</p> <p>庁内各部署との連携を強化してPRに努めるとともに、とこわか運動によりたくさんの企業等がPRに協力していただけるよう、取り組んでいきます。また、ダンスコンテストや500日前、300日前など節目イベントを行い、参加者だけでなくメディアを通じてたくさんの方に知っていただけるようにしていきます。</p> <p>運営ボランティア等にたくさんの方に協力していただけるよう、企業やさまざまな団体等に働きかけるほか、ご応募いただいた方には研修を実施し、運営がスムーズに進み、県外からの多くの選手等をおもてなしの心でお迎えできるようにしていきます。</p> <p>三重とこわか国体の競技役員養成については、引き続き、計画的に養成事業を進め、必要となる競技役員を確保していきます。</p> <p>三重とこわか大会については、今後も引き続き、競技主管団体と連携し、延期となった研修会等を含めて、審判員を養成するとともに、すべての競技について、鹿児島大会への競技役員の派遣や、県内研修会の実施などにより、審判員のスキルと競技運営のノウハウの向上を図っていきます。</p>

(参考)「講じた措置」の例 **改善が進んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (C S F (豚熱) 対策の推進) (3) 平成 30 年 9 月に、国内で 26 年ぶりに発生が確認された C S F については、令和元年 8 月末現在で 7 府県 39 事例にまで拡大し、発生は続いている。 県内養豚農場でも、令和元年 7 月に C S F が発生し、知事を本部長とする対策本部のもとで対応にあたり、防疫措置は同月 30 日に完了したが、感染源や感染ルートは特定できていない状況にある。 このため、C S F の感染拡大の防止に向け、国や近隣府県等との情報共有と関係者への迅速な情報提供に努めるとともに、養豚農場等に対する飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導や防護柵の設置等野生動物侵入防止対策の強化、野生いのししへの経口ワクチンの散布等の様々な対策を実施しているところである。 今後も引き続き、関係者と連携しながら、県内での C S F 感染拡大の防止対策に取り組まれない。 (畜産課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容 C S F (豚熱) 対策を強化するため、令和元年 8 月 8 日付けで農林水産部内に C S F 対策チームを設置し、C S F の感染拡大防止対策、養豚農家への経営支援対策、風評被害対策等に取り組んできました。 具体的には、C S F の感染拡大防止に向け、家畜防疫員によるきめ細かな巡回指導等を実施し、養豚農場の飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、小動物を含めた野生動物侵入防止柵を農家負担無しで設置できる事業を創設し、農場周りの防護柵整備を促進してきました。また、令和元年 10 月 25 日からは飼養豚への C S F ワクチンの接種を県内全域で開始し、11 月 3 日までの 10 日間で対象となる全ての養豚農場 (51 農場) において、初回のワクチン接種を完了しました。 C S F ウイルスを媒介するとされる野生いのししに対しては、市町や猟友会等と連携を図りながら、令和元年 7 月から北勢地域 6 市町 (桑名市、いなべ市、菟野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市) において、経口ワクチンの重点散布や野生いのししの抗体付与率向上に取り組むとともに、サーベイランスのための調査捕獲を実施しました。令和 2 年 3 月中旬からは伊賀市においても経口ワクチン散布を開始したところです。なお、冬期 (令和 2 年 1 ~ 2 月) の経口ワクチン散布については、夏期散布時 (令和元年 7 ~ 9 月) の 202 箇所から、約 1.5 倍となる 308 箇所に拡大して取り組みました。中南勢地域等の市町においても県内産ジビエの安全・安心確保や C S F の浸潤状況を調査するため、毎月定期的に野生いのししの C S F 検査を実施しました。 経営支援対策については、C S F 発生農場に対して、農場の衛生管理の向上や資金確保などの経営支援、豚の再導入や増産への支援等を実施しました。 風評被害対策については、県産豚肉の消費喚起キャンペーンや流通事業者とのマッチング交流会を開催したほか、流通段階での豚肉の価格・取引量のモニタリングや不当表示監視などを強化しました。 (畜産課)</p> <p>2 取組の成果 C S F 対策を総合的に進めてきた結果、養豚農場の衛生管理の向上やワクチン接種による県域での面的防護が図られ、県内養豚農場における C S F の続発防止につながっています。また、冬期散布後の調査捕獲では、野生いのししの免疫獲得率は、北勢地域 6 市町でおよそ 17% となっており、夏期散布時より大きく上昇しました。 C S F 発生農場については、令和元年 11 月 12 日に繁殖候補豚 82 頭を導入して事業を再開し、その後も計画的に豚の導入や増産を行っています。 県産豚肉の買い控え等の動きは見られず、県内小売店等を対象にした巡回監視 705 件全てにおいて、不当表示や差別的表示は見当たりませんでした。 (畜産課)</p>
<p>令和 2 年度以降 (取組予定等)</p> <p>養豚農場における C S F の発生防止に向け、C S F 対策チームを「C S F 対策プロジェクトチーム」として正式に組織化するとともに、地域単位の防疫推進チームを設置するなど体制の強化を図り、農場の巡回・立入検査など監視指導のさらなる充実、飼養豚へのワクチン接種、経口ワクチンの重点散布や年間を通じた県域での野生いのししの捕獲強化などに、関係者と連携して取り組みます。 また、発生農場等の経営再建に向けたきめ細かな支援対策や、正確かつ効果的な情報発信や P R 活動、不当表示の継続監視などによる風評被害の防止等に取り組めます。 さらに、ワクチンなどの有効手段が無い A S F (アフリカ豚熱) の国内発生に備えて、近隣国も含めた国の動向を注視するとともに、関係者間で緊密に情報共有を図りながら、必要な対策を検討・実施していきます。 (畜産課)</p>

(参考)「講じた措置」の例 **改善が進んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (事業承継の支援の推進) (1) 三重県内の中小企業数は、平成 11 年から 28 年までに約 2 万者減少し、51,486 者となっている。経営者の高齢化や後継者難が大きな要因とされている平成 30 年の休廃業・解散件数は 585 件で、倒産件数 67 件に比べ 8.7 倍(全国 5.7 倍)となっている。 また、県内企業の経営者の平均年齢は平成 30 年で 58.5 歳となり、平成 2 年に比べて 4.6 歳上昇するなど、中小企業の経営者の高齢化と後継者難により事業承継は喫緊の課題となっている。 引き続き、「三重県事業承継ネットワーク」をはじめとして関係機関と連携するとともに、「ええとこやんか三重 移住相談センター」とも連携を図りながら、平成 30 年 3 月に策定(31 年 3 月改訂)した「三重県事業承継支援方針」に基づき、プレ承継、事業承継、ポスト承継のそれぞれの段階に応じた取組を進めることにより、事業承継の支援を着実に推進されたい。 (中小企業・サービス産業振興課)
講じた措置
令和元年度
1 実施した取組内容 平成 30 年 3 月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「プレ承継」、「事業承継」、「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を、三重県事業承継ネットワークを核にして取り組みました。 (1) 事業承継に向けた早期かつ計画的な準備の認識を促す事業承継診断の実施やセミナーの開催等により、事業承継に向けた準備のきっかけづくりや事業承継の機運醸成に取り組みました。 (2) 事業承継にかかる課題解決のため、三重県版経営向上計画による経営向上の取組や三重県事業引継ぎ支援センターによる後継者マッチング、相続税・贈与税を納税猶予する事業承継税制や株式・事業用資産等の取得資金等に融資する事業承継支援資金の活用促進などに取り組みました。 (3) 事業承継の支援体制を強化するため、三重県事業承継ネットワークの連携体制を強化するとともに、全国知事会等と連携した取組や国への提言活動に取り組みました。
2 取組の成果 (1) 三重県事業承継ネットワークにおいて、令和元年度は事業承継診断を 2,543 件(令和 2 年 1 月末時点)実施し、事業承継診断で掘り起こしたニーズに基づく事業者支援に取り組みました。 (2) 事業承継分野における包括協定を締結している株式会社ビズリーチほかとの共催により、令和元年 5 月及び 11 月に事業承継 M & A セミナーを開催し、早期・計画的な準備の必要性や M & A の有用性などを周知しました。 (3) 非上場の中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合に、相続税又は贈与税の納税猶予等を受けることができる事業承継税制について、19 件の認定を行いました。(令和 2 年 3 月末時点) (4) 事業承継支援資金については、融資期間を最長 7 年から 10 年へ延長し、利便性向上を図りました。 (5) 三重県事業承継ネットワーク事務局への運営支援を行うとともに、三重県事業承継ネットワーク構成機関が意見交換する連絡会議(5 月、11 月)や支援機関向け研修会(6 月)を開催しました。 (6) 全国知事会が設置した「中小企業の事業承継の促進ワーキングチーム」への参画や、平成 30 年度に設置した「東海三県二市事業承継連携会議」の開催などにより、事業承継支援にかかる県域を越えた連携を図りました。 (7) 事業承継時に先代経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めないようにするなど、経営者の個人保証の見直しなどについて、令和元年 11 月に国へ要望を行ったところ、「経営者保証に関するガイドライン」の特則が同年 12 月に策定されました。
令和 2 年度以降(取組予定等)
(1) 「プレ承継」の段階においては、事業承継診断の実施やセミナー開催等によって経営者の早期準備に向けた対話の促進を図るとともに、機運の醸成や取組の参考となるよう、企業ごとの課題や経験を踏まえた事業承継の支援事例の収集・発信に取り組みます。 (2) 「事業承継」の段階においては、三重県版経営向上計画による経営の磨き上げの支援、事業承継支援資金等による資金繰り支援、包括協定を締結した事業者と連携した支援などに取り組みます。 (3) 「ポスト承継」の段階においては、国の助成制度も活用しながら、後継者の経営革新による成長・発展の支援に取り組みます。 (4) ええとこやんか三重移住相談センターや三重県事業引継ぎ支援センターとも連携し、後継者を求める個人商店など小規模事業者と、「起業」「継業」に関心のある移住希望の若者のマッチング支援に取り組みます。

(参考)「講じた措置」の例 **改善が進んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (いじめ対策の推進) (3) 公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は、平成 30 年 4 月から 9 月までの間で 2,100 件(前年度同時期 1,670 件)となり、増加傾向となっている。こうした中、いじめの疑いがあるとされた生徒の死亡事案や、いじめが原因で不登校となった事案等の「いじめの重大事態」が発生している。このため、「三重県いじめ防止条例」及び「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、より一層、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、対応力の向上や教育相談体制の充実を図り、安全で安心な教育環境づくりを推進されたい。(生徒指導課)
講じた措置
令和元年度
1 実施した取組内容 専門家との連携による支援 ・臨床心理士による児童生徒への直接的な支援や、欠席しだした児童生徒の家庭訪問等、心のケア、ストレスの対処法、SOSの受け方や出し方の教職員への研修や児童生徒への授業を実施しました。 ・社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめの被害・加害児童生徒を取り巻く環境といじめの関係性について検証し、関係機関と連携した支援を実施しました。 ・弁護士によるいじめの予防授業を通して、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対しての支援を実施しました。 主体的な活動の推進 ・三重県いじめ防止応援サポーターがいじめの防止宣言を行う等、主体的な取組を推進しました。 ・三重県いじめ防止サミットに様々な世代が参加し、いじめの現状や課題について学ぶことができました。また、世代を超えていじめの問題について考え議論することを通して、現在のいじめの当事者や未来の子ども・社会に伝えたい思いをメッセージとしてまとめる機会となりました。また、メッセージを広く県民に発信し、いじめ防止の機運の醸成と児童生徒の主体的かつ持続的な取組を実施しました。 ・4月と11月のいじめ防止強化月間中における、いじめの防止等に向けた啓発活動を実施しました。 相談体制の充実 ・中学生・高校生の相談窓口となるよう、年間を通して平日の午後5時から午後9時まで、SNSを活用した「子どもLINE相談みえ」を実施しました。早期に対応が必要な場合は、相談者の理解を得たうえで、学校や児童相談所等の関係機関と速やかに情報を共有しました。 ネットパトロールの実施 ・県が委託する専門業者が、インターネット上での不適切な書き込み等について検索、監視等を年3回(8月下旬、11月上旬、1月上旬)実施し、いじめの問題の早期発見、早期対応につなげました。
2 取組の成果 ・臨床心理士による生徒との面談でいじめ事案が発覚し、その後の支援につながりました。また、臨床心理士による授業については、「一人で抱え込まずに誰かに相談することが大切であるということがわかった。」等の児童生徒の感想が数多く見られました。 ・社会福祉士や精神保健福祉士が校内の会議に参加し、アセスメントを実施した上で、検討の必要がある課題等について助言しました。その結果、医療や専門・相談機関につなぐことができたとともに、精神的な支援に対応するため、スクールカウンセラーにもつなぐことができました。 ・弁護士によるいじめ予防授業で授業前後に児童生徒に行ったアンケートでは、「いじめをなくすために自分にできることがある」と回答した児童生徒が増加する等の成果が出ました。また、学校等からの要請で弁護士を派遣し、専門性を活かして解決策の検討を行ったり、法に基づく対応への助言を行いました。 ・いじめ防止応援サポーターの主体的な活動により、いじめの防止に係る機運の醸成が図れました。 ・三重県いじめ防止サミットでは、小学生から大人までの約200人が参加し、グループ討議では、子どもと大人がいじめ問題について話し合い、双方が新たな気づきを得る機会となりました。 ・学校、行政機関、事業者等においてピンクシャツ運動の推進等いじめ反対を目に見える形で示すことにより、一体感をもって取り組む重要性を考える機会となりました。また、条例でいじめ防止強化月間を規定したことで、各学校の実態に応じた児童生徒の主体的な取組が、目的意識をもって取り組まれるようになりました。 ・令和元年度の相談件数は1,014件となっており、これは、中学生・高校生からの電話相談件数(525件)の約2倍となっています。 ・主な相談内容は、友人関係や学校生活、いじめに関することですが、心やからだの問題等、多様な相談が寄せられています。 ・ネットパトロールで学校が把握していないいじめを発見し、早期発見、早期対応につなげられました。
令和2年度以降(取組予定等) これまでの取組を継続していくとともに以下の新たな取組をします。 子どもたちのインターネットトラブル防止への取組 ・県内の大学生と高校生によるインターネットの適正利用を考える意見交流会を実施し、そこでの意見をリーフレットにまとめ普及します。 ・県内の教育学部に通う大学生が県内の小中学校等に出向き、自身の経験もふまえたインターネットトラブルの未然防止やインターネットの有効利用についての授業を行います。 ・SNSにおけるトラブルのあった、又はトラブルを目撃した児童生徒がその内容を投稿することができるアプリを民間委託で作成し、その活用を周知するとともに、大学生に投稿を協力してもらいます。県教育委員会は、その投稿を確認するとともに、必要に応じて学校や専門家と連携し適切に対応します。

(参考)「講じた措置」の例 **改善に向けて取り組んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (効果的な防災情報の提供)</p> <p>(2) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合は、前年度から8.2ポイント上昇し、25.4%となったが、平成30年度の目標値26.5%を達成できなかった。</p> <p>このため、県民をはじめ外国人を含む観光客など、より多くの人に防災情報を提供し、適切な防災行動を起こせるように、引き続き「防災みえ.jp」の機能やコンテンツの充実を図り、周知・啓発を行うことで利用を促進し、あわせてSNS等の活用を進めることにより、効果的な防災情報の提供に努められたい。</p> <p>(災害対策課)</p>
講じた措置
<p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「防災みえ.jp」において、日本語以外に、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語で、警報や注意報、河川水位や雨量等の防災に関する情報の提供を行いました。</p> <p>また、警戒レベル情報や南海トラフ地震臨時情報に関する記事等、防災に関する最新のニュースを掲載するなど、コンテンツの充実を図るとともに、「防災みえ.jp」のPR用チラシを作成し、イベントや会議等で配布することにより、周知・啓発を行いました。</p> <p>さらに、「防災みえ.jp」に加え、TwitterやLINEといったSNSを活用した防災情報の提供も行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合は、平成30年度の25.4%に対して令和元年度は24.5%と、ほぼ横ばい状態で、大きな変化は見られませんでした。Twitterのフォロワー数やLINEのお友達登録者数は増加傾向にあります。</p>
<p>令和2年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、「防災みえ.jp」のコンテンツの充実を図るとともに、防災に関するイベントや会議等では、「防災みえ.jp」のチラシ配布するほか、資料に「防災みえ.jp」ホームページのQRコードを掲載する等の工夫を行い、積極的に周知・啓発を行っていきます。</p>

(参考)「講じた措置」の例 **改善に向けて取り組んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進)

(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の平成 30 年度の実績結果については、自然減対策では少子化対策の取組が一定進んだことから進展度を B(ある程度進展した)とした一方で、社会減対策では数値目標である県外への転出超過数の改善に係る目標値 1,880 人を実績値 4,225 人が大きく超過したことから進展度を C(あまり進まなかった)とした。

また、社会減対策の取組のうち、戦略企画部が主担当となる若者の県内定着の促進に関する指標である県内高等教育機関卒業生の県内就職率についても、平成 30 年度の目標値 54.0%を実績値 48.9%が下回っている状況にある。

このため、総合戦略の最終年度となる令和元年度においては、数値目標の達成に向けて的確な進行管理のもと、各部との連携の強化を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の一層の魅力向上・充実等による若者の県内定着の促進、しごとの創出、産業人材の育成等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。
(戦略企画総務課、企画課)

講じた措置

令和元年度

1 実施した取組内容

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の推進にあたっては、自然減対策と社会減対策の両面から効果的・効率的に取組を展開しています。その評価と検証にあたっては、令和元年 6 月に「三重県地方創生会議検証部会」を開催し、外部有識者の委員からご意見をいただいたほか、県議会で審議いただきました。これらの結果等を踏まえ、平成 30 年度の実績の成果について「令和元年版三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、7 月に公表しました。

社会減対策については、転出超過に歯止めがかからず、厳しい状況が続いています。転出超過の約 6 割を 15 歳から 29 歳の若者が占めることから、「令和元年度三重県経営方針」の 5 つの取組方向の柱の一つに「若者の県内定着につなげるために」を掲げ、地域で活躍でき可能性がひろがる「働く場づくり」、一人ひとりが輝き地域から求められる「ひとづくり」、さまざまな「ひと」の思いをつなぎ三重に呼び込む「きっかけづくり」の 3 つの観点から、若者の県内定着に向けた取組を推進しました。また、「三重県地方創生会議及び同検証部会」を開催し、これまでの成果と課題を踏まえ、第 2 期総合戦略策定に向けた議論を行いました。

(企画課)

県も構成員となっている「高等教育コンソーシアムみえ」において、県内高等教育機関の一層の魅力向上に向け、単位互換協定による授業の開放などに取り組んでいます。また、県も事業協働機関として参画し、三重大学を中心に実施している C O C + 事業において、県内高等教育機関卒業生の県内定着に向け、地域の課題解決に尽力する人材「三重創生ファンタジスタ」の養成に取り組みました。さらに、「県政だよりみえ」を活用し、これらの取組や県内高等教育機関に関する情報発信を行うとともに、県内での定住を促進するため、大学生等の奨学金返還額を一部助成する事業を実施し、支援対象者 17 名を認定しました。(戦略企画総務課)

2 取組の成果

「令和元年度三重県経営方針」に基づき、若者・子育て世代にとって魅力ある働く場づくりや地域が求める産業人材の育成、地域への愛着心と誇りを育むキャリア教育や郷土教育などに取り組むとともに、U・イターン就職を加速させるため、就職支援協定締結大学等との連携強化をはじめ、学生への県内企業に関する情報発信の多様化を図りました。また、人口減少にかかる課題について、県の施策を総動員する姿勢をさらに強め、各取組の相乗効果が高まるよう、来年度から始まる第 2 期総合戦略は、第三次行動計画との一体化を図るとともに、「量」に加え「質」にも注目した対策へ拡充することとし、第 1 期の「自然減対策」「社会減対策」の 2 つの対策を「活力ある働く場づくり」「未来を拓くひとづくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の 4 つに再編し、オール三重で進めていくこととしました。

(企画課)

「三重創生ファンタジスタ」については、これまでのベーシック・アドヴァンス資格に加えて、エキスパート資格の創設などにより、資格取得者数が令和元年度卒業生では 648 名(全資格の総数。平成 30 年度は 96 名。)と大幅に増加する見込みです。また、単位互換の取組については、対象が 43 科目(平成 30 年度は 14 科目)に拡大されました。
(戦略企画総務課)

令和 2 年度以降(取組予定等)

「活力ある働く場づくり」「未来を拓く人づくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の 4 つの対策に基づくさまざまな施策を分野横断的に活用して一体的に取り組むことで、人口減少に関わる課題解決を図っていきます。
(企画課)

引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組や県内高等教育機関について情報発信等を行うとともに、県内での学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や関係づくりを進めます。また、奨学金返還額の一部助成について、従来からの指定地域への居住を条件とする支援の枠組みに加え、新たに令和 2 年度から県内での居住及び県内主要産業への就業等を条件とする枠組みを創設して制度を充実させ、より効果的なものとなるよう取り組んでいきます。
(戦略企画総務課)

(参考)「講じた措置」の例 **改善に向けて取り組んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(持続可能な財政運営基盤の確立)

(3) 平成 30 年度の決算においては、実質公債費比率は 14.2%と前年度と同率、経常収支比率は 95.1%と前年度に比べて 2.9 ポイント低下したが、依然として財政の硬直化した状態が続いている。

本県の財政状況は、歳入面では県税収入は増加しているが、繰入金や国庫支出金等の減少により歳入総額は減少しており、歳出面では社会保障関係経費など義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、また、近年は、財源不足を補うため、企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り等の措置を講じており、厳しい状況にある。

このため、いずれも令和元年度が最終年度となる平成 28 年 3 月に策定した「第二次三重県行財政改革取組」(28~元年度)及び 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(29~元年度)に基づいて、更なる県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保等により、歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないように配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の一層の徹底と歳出構造の抜本的見直しを進め、これまでの取組の成果・課題を検証しながら、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。(財政課)

講じた措置

令和元年度

1 実施した取組内容

令和 2 年度当初予算編成では、「第二次三重県行財政改革取組」および「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の各取組に沿って、より一層の歳入確保や、財政の硬直化を招いている経常的支出の抑制など歳出構造の見直しを進めました。

また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き県債残高の減少傾向の維持に努めました。

2 取組の成果

令和 2 年度当初予算は、財政調整基金の活用や県有地の売却などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災、国土強靱化の取組をはじめ、県民の安全・安心を守るための取組などに予算を重点化する一方で、人件費や公債費などの義務的経費については前年度より減額となりました。この結果、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」で本県独自に設定した経常収支適正度は、99.7%となり、令和元年度に比べ 0.1 ポイント改善しました。

また、令和 2 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」で示した令和元年度目標額 7,684 億円を下回り、7,679 億円となる見込みです。

「集中取組」に基づき、歳出構造の抜本的見直しを進めてきたことにより、公債費や人件費などについて一定の成果が現れてきましたが、歳出面では社会保障関係経費が増加し続けることや公債費が高水準で推移することから、財政健全化への道筋を確実なものにしていく必要があります。このため、令和元年度で終了した「第二次三重県行財政改革取組」に引き続き、計画的に健全化を進めていきます。

令和 2 年度以降(取組予定等)

令和 2 年度は、新たに策定した「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、財政健全化に向けた道筋を確実なものにするという強い使命感のもと、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立に向けた取組を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成)</p> <p>(2) 介護度が重度で在宅の入所待機者数については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」県民指標における平成 30 年度の目標値が 119 人であるのに対して、210 人となっており、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況が続いている。 施設整備定員数(累計)についても、同計画の活動指標の目標値である 10,647 床を下回る 10,408 床であった。 引き続き、入所基準の適切な運用等による待機者の解消、事業者への支援による施設整備の促進に努められたい。 また、介護関係職の新規求人数に対する充足率は、平成 30 年度は前年度より 1.3 ポイント低下の 10.5%と、ここ数年減少傾向が続いており、職員の不足により施設が一部稼働できない事態も発生している。 良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、関係機関と連携し、外国人人材や介護助手等も活用しながら人材の確保・養成を行われたい。 (長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none">三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、キャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘り起こしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るための介護人材確保対策連携強化協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度による介護事業所を評価する仕組みなどの取組を実施しました。三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう日本語学習等の支援を行いました。地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。 <p>特別養護老人ホームの入所に当たって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、26 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 30 年度に選定した令和元年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、令和 2 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。 (長寿介護課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>福祉人材センターでの取組により、383 名(令和 2 年 2 月末)が福祉・介護職場に就職しました。 また、介護福祉士修学資金を 39 名(外国人留学生 27 名)に、実務者研修受講資金を 124 名に、再就職準備金を 2 名に新規貸付を行った結果、貸付者の累計(令和 2 年 3 月末)が、それぞれ 325 名(外国人留学生 50 名)、512 名、13 名となりました。 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。 介護保険事業支援計画に基づき、令和元年度は、特別養護老人ホーム 3 施設(130 床)の施設整備が行われました。令和 2 年度の施設整備については、整備計画の応募があった特別養護老人ホーム 3 施設(180 床)の選定を行いました。 (長寿介護課)</p>
<p>令和 2 年度以降(取組予定等)</p> <p>介護人材の確保については、若者やシニア・外国人等の多様な層に応じて、これまでの取組を引き続き実施するとともに、新たに退職を控えた元気な高齢者など多様な人材の介護分野への参入を図る取組、外国人留学生の就労予定先の介護施設が行う奨学金制度の支援、外国人技能実習生等への集合研修、外国人材の受け入れに関心のある事業者へのセミナー・相談会などに取り組んでいきます。 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。 (長寿介護課)</p>

(参考)「講じた措置」の例 **改善に向けて取り組んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (公共土木施設の計画的な維持管理)</p> <p>(1) 公共土木施設は、道路、河川、港湾等の多種多様な施設が存在し、県民生活を支える社会基盤として欠くことができないものである。しかし、これらの公共土木施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備され、整備後 50 年以上経過する施設が急増することから、近年の自然災害の激甚化、頻発化や南海トラフ地震の発生が懸念されている中、県民の生命及び財産や社会経済活動に甚大な被害が発生するおそれがあり、防災・減災の観点からも適切な維持管理・更新等が課題となっている。</p> <p>このため、公共土木施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする長寿命化計画を策定し、将来にわたって必要な公共土木施設の機能を発揮し続けるための取組が進められているところである。</p> <p>引き続き、中長期的な社会情勢の変化を見据えながら、公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた全体的なマネジメントのもと、各施設の適切な維持管理・更新等に努められたい。</p> <p>(県土整備総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県土整備部では、みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえトンネルや橋梁等の道路施設、ダムや河川に附属する水門、樋門や排水機場等の河川管理施設、砂防設備、地すべり防止施設や急傾斜地崩壊防止施設、海岸(堤防、護岸、胸壁)、港湾(水域施設、外郭施設等)、都市公園、流域下水道(管路施設、処理施設、ポンプ施設)及び県営住宅等を対象に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理による施設の延命化やライフサイクルコストの低減を図るとともに、ある一定の時期に集中的に予算が必要になってくることがないように予算の平準化に努めています。</p> <p>これらの長寿命化計画の管理・運用は、施設ごとに各担当課が中心となり行っていますが、全体的なマネジメントによる長寿命化計画を踏まえた公共土木施設の維持管理・更新等の着実な推進に資するため、県土整備総務課と各施設の担当課である道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、都市政策課、下水道事業課及び住宅政策課で構成する県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを設置しました。</p> <p>今年度はワーキンググループを 2 回開催し、部全体における長寿命化計画の進捗状況の把握を中心に検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループにおいては、長寿命化計画の策定対象施設に係る点検や修繕の実施状況、長寿命化計画の策定(改訂)状況、長寿命化計画上の対策費用と計画を実行するための費用の状況及び長寿命化計画を推進するうえでの課題の共有等、全体的なマネジメントによる長寿命化計画を踏まえた公共土木施設の適切な維持管理・更新等について検討を行うこととし、具体的には、点検や修繕の実施状況及び長寿命化計画の策定(改訂)状況について、とりまとめ作業を進めました。</p>
<p>令和 2 年度以降(取組予定等)</p> <p>長寿命化計画の策定対象施設に係る点検や修繕の実施状況等について、みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえた長寿命化計画が令和元年度に全て策定されたことにより全体的な進捗管理が可能となる令和 2 年度からとりまとめます。</p> <p>今後も引き続き、県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを活用しながら、全体的なマネジメントのもと、各施設の適切な維持管理・更新等に努めていきます。</p>

(参考)「講じた措置」の例 **改善に向けて取り組んだ**

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (1) 平成 30 年度の懲戒処分については、前年度の 5 人から 3 人減少しているが、強制わいせつ行為やストーカー行為により 2 人の警察職員が処分されている。 これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。 また、交通事故防止を率先すべき警察職員による公務中の交通事故、特に、重大な人身事故が発生していることから、原因を分析し発生抑止対策を講じられたい。 (警務部警務課、監察課)
講じた措置
令和元年度
1 実施した取組内容 非違事案防止対策として、次のとおり取り組みました。 (1) 教育訓練課程における指導 新規採用者を警察学校に 6～10 箇月間入校させ、座学、討議、訓練のほか、福祉施設等の実習・見学を行い、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕すること、人権を尊重し公正かつ親切に職務を執行すること、規律を厳正に保持し相互の連帯を強めること、人格を磨き能力を高め自己の充実に努めること、清廉にして堅実な生活態度を保持することを指導しました。 昇任者や専門業務分野の登用者も、中部管区警察学校や警察大学の協力を得て、再教育するとともに、部下の指導や組織の管理の要領を修得させました。 (2) 職場における指導 各所属において、OJT で法令の厳守や権限の濫用防止等を教育するとともに、年 2 回以上個別面談を行い、職務倫理や服務に関する考えを述べさせ、上司が指導・助言しました。定例の朝礼等の機会を用い、幹部や部外有識者による講話を行いました。職務倫理観を人事評価の対象としました。これらの取組を警察署の副署長(警視)又は警察本部の課・隊の次長(警視又は警部)を中心に管理させました。 (3) 厳正な監察の実施 国が任命する部長級(警視正)の首席監察官の下に監察課を置く専従の体制により、国家公安委員会規則等に定める要領に従い、全所属を巡回して、職務倫理と服務に関する取組や規律の保持の状況を厳正に確認し、是正指導を行いました。中部管区警察局や警察庁による監察も行われています。 (4) 交通事故防止対策 交通事故惹起者を本部に招致し、運転技能訓練、運転適性検査、交通事故防止対策の小集団討論を行って、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図りました。 また、公務中に交通事故を発生させた職員には、一定期間運転に従事させないこととし、事故原因に基づいた指導、訓練を実施することにより再発防止に努めました。 一方、常日頃から職員の勤務状況及び健康状態等の把握に努め、運転することが適当でない者を運転に従事させない、職員の階級、課、係にとらわれず適任の者に運転させるなど適切な業務管理を徹底しました。 2 取組の成果 (1) 懲戒処分者数 令和元年度の懲戒処分者数は前年度と同数の 2 人でした。 (2) 公用車事故件数 令和元年度の公用車事故件数は、前年度と比べ物損事故は微増となりましたが、人身事故は減少しました。
令和 2 年度以降(取組予定等)
引き続き、上記取組を実施して法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努めます。